

議案第59号

災害対策基本法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(栗山町防災会議条例の一部改正)

第1条 栗山町防災会議条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第25条」を「第33条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

第3条第6項を次のように改める。

6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

第3条第7項中「第5項第7号」の次に「及び第8号」を加える。

(栗山町災害対策本部条例の一部改正)

第2条 栗山町災害対策本部条例（昭和40年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栗山町防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 栗山町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 栗山町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>(3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条_____の水防計画を調査審議すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、町長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 災害対策基本法第2条の規定による指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>(2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>(3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者</p> <p>(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 南空知消防組合の消防長及び栗山消防団長</p> <p>(7) 災害対策基本法第2条の規定による指定公共機関又は指</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 栗山町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</p> <p>(4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の水防計画を調査審議すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、町長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 災害対策基本法第2条の規定による指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>(2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>(3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者</p> <p>(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 南空知消防組合の消防長及び栗山消防団長</p> <p>(7) 災害対策基本法第2条の規定による指定公共機関又は指</p>

改正前	改正後
<p>定公共機関の職員のうちから町長が任命するもの</p> <p>6 前項第1号から第4号及び第6号、第7号の委員の定数は、<u>それぞれ5人、4人、1人、3人及び2人、5人とする。</u></p> <p>7 第5項第7号<u> </u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 前項の委員は、再任されることができる。</p>	<p>定公共機関の職員のうちから町長が任命するもの</p> <p><u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者</u></p> <p>6 前項の委員の定数は、<u>25人以内とする。</u></p> <p>7 第5項第7号<u>及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 前項の委員は、再任されることができる。</p>

栗山町災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>（目的） 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第6項</u>の規定に基づき、栗山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、栗山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>